事業番号	182

平成27年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	《街路新設改良事業》								担当部	都市建設部
	会計区分	一般会計			事業類型	実施計画事業				担当課	道路課
	事業期間	平成12年度以前		～		平成31年度以降				担当係	道路係
	総合計画分野別計画 主目的	6 都市基盤		23 道路				1 円滑に移動できる道路を整備します			
	総合計画分野別計画 副目的									実施計画対象	○
	予算区分	款	8	項	4	目	2	大	4	中	
	根拠法令・個別計画	道路法、都市計画法、土地収用法、河川法									
	目的（対象をどの様な状態にするのか）	都市計画道路や幹線道路の整備を計画的に進め、地域住民の交通の利便性・安全性を高める。									
	内容（手段）	◆26年度実施内容 市道小牧市之久田線第3-2工区の改良工事L=200m 市道小牧市之久田線第3-3工区の測量設計委託、仮設道路(繰越)、事業用地取得A=128.07㎡、物件移転補償3件 (都)北島藤島線の測量設計委託 北島藤島線関連整備の改良工事L=35m 市道一宮舟津線の測量設計委託 職員は、権利者への事業説明や工事の設計積算及び施工管理を行う。 ◆26年度直接経費の内訳 市道小牧市之久田線第3-2工区(工事費:18,386) 市道小牧市之久田線第3-3工区(測量設計費:3,789、借地料:580、工事費:22,384、用地費:16,283、補償費:29,015) (都)北島藤島線(測量設計費:702) 北島藤島線関連(測量設計費:454、工事費:2,813) 市道一宮舟津線関連(測量設計費:7,539) ◆27年度直接経費の内訳 市道小牧市之久田線第3-2工区（測量設計費:2,000） 市道小牧市之久田線第3-3工区（測量設計費:2,000、使用料:15,000、工事費:118,215(内繰越54,615)、用地費:23,800（内繰越5,800）、補償費:176,500（内繰越78,500）） 北島藤島線（測量設計費:6,000、工事費:1,900、用地費:10,100） 市道一宮舟津線関連(測量設計費:5,000)									
	受益者負担	無									

コスト				単位	H24決算額	H25決算額	H26決算額	H27予算額
費用	直接経費			千円	114,700	220,929	101,945	360,515
	正職員	従事者数		人	1.03	1.28	1.38	1.38
		人件費		千円	5,417	6,732	7,258	7,258
	その他職員	従事者数		人	0.00	0.00	0.00	0.00
		人件費		千円	0	0	0	0
	費用合計			千円	120,117	227,661	109,203	367,773
	対前年比			%		189.5	47.9	336.7
財源	一般財源			千円	80,717	172,661	80,103	318,273
	国・県支出金			千円	39,400	55,000	29,100	49,500
	その他財源			千円	0	0	0	0

事業番号	182

業績	活動指標名	単位		H24	H25	H26	H27
	用地取得面積	㎡	目標	292	814	176	324
			実績	443	814	128	
	整備延長	m	目標	375	－	320	80
			実績	84	291	235	
			目標				
			実績				

成果指標名	単位		H24	H25	H26	H27
用地取得面積	㎡	目標	292	814	176	324
		実績	443	814	128	
整備延長	m	目標	375	－	320	80
		実績	84	291	235	

事業の自己評価			
平成26年度の実施結果	事業の達成状況	幹線道路整備において、一部の用地については繰越事業となったが、事業用地取得は概ね進捗している。道路整備については、用地取得にあわせて進捗している。	
	事業実施における課題	用地取得の難航等により、事業進捗が図れないことがある。	
	事業を縮小・廃止したときの影響	市民生活において、必要な道路が整備されないため、交通の利便性・安全性の向上が図れず、交通事故等を誘発の恐れがある。	
平成27年度の改善内容	27年度における事業の改善・見直し内容（新規追加事項、廃止・削減事項等）	用地買収・交渉には時間を要するため、地権者には事業の必要性を十分に説明する。また、事業の進捗に併せて、計画を見直し、実行のある計画のものとする。	
平成28年度の事業の方向性	方向性の判定	維　持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの（対象や手段を見直す場合も含む）
	判定理由	交通の利便性・安全性の向上を図り交通渋滞の解消をするうえで、計画的に幹線道路の整備を進める必要があるため。	
	28年度以降の改善案	市民生活において、必要な道路整備の進捗が図れるよう、地権者に対し、事業の必要性を十分に説明し、安全に道路整備が出来るように整備計画を検討する必要がある。	

二次評価	方向性の判定	判　定　理　由
	維　持	一次評価のとおり。